# 種苗法施行規則 （平成十年農林水産省令第八十三号）

#### 第一条（農林水産植物の区分）

種苗法（以下「法」という。）第二条第七項の農林水産省令で定める区分は、別表第一の左欄に掲げるとおりとし、各区分に属する農林水産植物は、それぞれ相当中欄に掲げるとおりとする。

#### 第二条（永年性植物の種類）

法第四条第二項の農林水産省令で定める農林水産植物の種類は、木本の植物とする。

#### 第三条（書面の用語等）

品種登録出願に関する書面は、次項及び第三項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。

##### ２

品種登録出願に関する書面は、農林水産植物の種類の学名については、ローマ字で書かなければならない。

##### ３

委任状その他の書面であって、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない。

#### 第四条（品種登録出願の手続）

種子又は種菌を種苗とする品種について品種登録出願をしようとする者は、当該品種の種子又は菌株を当該出願の際に提出しなければならない。

#### 第五条（願書の記載事項等）

法第五条第一項第二号の農林水産植物の種類については、別表第二に掲げる出願品種の属する種又は属の学名及び和名を記載するものとする。

##### ２

法第五条第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

###### 一

出願品種が外国に対する品種登録出願に相当する出願をした品種である場合には、当該出願をした国名及び当該出願に係る名称

###### 二

出願者が法第十一条第一項の規定により優先権を主張する場合には、その旨並びに最先の締約国出願をした国名（政府間機関の場合にあっては、その名称）及び締約国出願日又は特定国出願のうち最先の出願（その者が特定国に属する場合にあっては、当該特定国出願。以下「最先の特定国出願」という。）をした国名及び特定国出願日

###### 三

出願品種の種苗又は収穫物が、出願の日前に業として譲渡されていた場合（試験若しくは研究のために譲渡されていた場合又は育成者の意に反して譲渡されていた場合を除く。）にあっては、日本国内における最初の譲渡の日並びに外国における最初の譲渡の日及び当該譲渡を行った国

###### 四

提出物件及び添付書類の目録

###### 五

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）第十条の確認書の番号

###### 六

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第十二条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省令第四十一号）第十四条の確認書の番号

###### 七

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第十七条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）第十六条の確認書の番号

###### 八

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十五条第二項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）第四条の確認書の番号

###### 九

花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第百二号）第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び花きの振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第六十四号）第六条の確認書の番号

##### ３

願書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

#### 第六条（願書に添付する書面）

第五条第一項の願書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

###### 一

出願者の全部又は一部が出願品種の育成をした者以外の者であるときは、出願品種の育成をした者の承継人であることを証明する書面

###### 二

代理人により出願するときは、その権限を証明する書面

###### 三

出願者が外国人であるときは、その国籍を証明する書面又は次に掲げる書面のいずれか一

###### 四

出願者が法第十一条第一項の規定により優先権を主張するときは、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があったことを証明する書面

#### 第七条（説明書の記載事項等）

法第五条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

###### 一

出願品種の植物体の特性及びそれにより他の植物体と明確に区別されることとなる特性

###### 二

出願品種の育成及び繁殖の方法

###### 三

種子又は種菌を種苗としない品種にあっては、出願品種の植物体の保存の状況

###### 四

出願品種の主たる用途及び栽培上の留意事項

##### ２

説明書は、別記様式第二号により作成しなければならない。

##### ３

法第五条第二項の写真は、出願品種の植物体の特性（写真に撮ることができないものを除く。）であってそれにより当該植物体と他の植物体とが明確に区別されるべきものを撮ったものでなければならない。

#### 第八条（出願料の額等）

法第六条第一項の農林水産省令で定める額は、四万七千二百円とする。

##### ２

出願料は、願書に収入印紙をちょう付して、納付しなければならない。

#### 第九条（出願者の名義の変更の届出）

法第七条第二項又は第三項の届出は、それぞれ別記様式第三号又は様式第四号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

##### ２

法第七条第二項の届出は、出願者の名義が変更される前のすべての出願者及び出願者の名義の変更を受けようとする者が共同してしなければならない。

##### ３

品種登録により発生することとなる育成者権について持分の定めがあるとき、法第二十三条第二項の定めがあるとき、又は民法第二百六十四条において準用する同法第二百五十六条第一項ただし書の契約があるときは、第一項の届出書にその旨を記載しなければならない。

##### ４

第一項の届出書には、第二項の出願者の名義の変更を受けようとする者又は法第七条第三項の一般承継人が出願者の承継人であることを証明する書面を添付しなければならない。

#### 第十条（優先権を主張した出願に係る資料の提出の特例）

法第十一条第一項の規定により優先権を主張した出願者は、当該優先権を主張した出願に関し法第十五条第一項の規定により資料の提出を求められたときは、締約国出願日又は特定国出願日の翌日から起算して三年を経過する日までに当該資料を提出しなければならない。

#### 第十一条（品種登録出願の取下げ等）

品種登録出願の取下げは別記様式第五号により、品種登録出願の放棄は別記様式第六号によりしなければならない。

#### 第十一条の二（出願品種の栽培試験の実施方法等）

法第十五条第二項の栽培試験は、次に掲げる事項について調査するものとし、適切な対照品種を選定し、出願品種及び対照品種の試験区を設け、並びにこれらを比較する方法により行う。

###### 一

出願品種及び対照品種の植物体の特性

###### 二

出願品種に係る法第三条第一項各号に掲げる要件

##### ２

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第十五条第二項の栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

##### ３

研究機構は、法第十五条第二項の栽培試験を行ったとき（同条第五項の規定により当該栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼した場合を含む。）は、遅滞なく、その結果を別記様式第六号の二により農林水産大臣に報告しなければならない。

#### 第十二条（意見書の様式）

法第十七条第二項の意見書は、別記様式第七号により作成しなければならない。

#### 第十三条（品種登録に係る公示事項）

法第十八条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

###### 一

品種登録の番号及び年月日

###### 二

登録品種の属する農林水産植物の種類

###### 三

登録品種の名称

###### 四

登録品種の特性の概要

###### 五

育成者権の存続期間

###### 六

品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

###### 七

登録品種の育成をした者の氏名

###### 八

出願公表の年月日

#### 第十四条（品種登録証の交付）

農林水産大臣は、品種登録をしたときは、育成者権者に登録品種の特性を記載した書面を添えて品種登録証を交付するものとする。

##### ２

前項の品種登録証は、別記様式第八号による。

#### 第十五条（従属品種を育成する方法）

法第二十条第二項第一号の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

###### 一

変異体の選抜

###### 二

戻し交雑

###### 三

遺伝子組換え

###### 四

細胞融合（非対称融合に限る。）

#### 第十六条（農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物）

法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。

#### 第十七条（類似の農林水産植物の種類）

法第二十二条第二項の農林水産省令で定める農林水産植物の種類は、登録品種が属する属の他の農林水産植物の種類とする。

#### 第十八条（裁定申請書）

法第二十八条第二項の裁定の申請は、別記様式第九号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

#### 第十九条（登録料の額等）

法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。

##### ２

登録料（法第四十五条第八項の割増登録料を含む。）は、別記様式第十号による品種登録料納付書に収入印紙をちょう付して、納付しなければならない。

##### ３

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、前項の品種登録料納付書にその旨及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則第十条の確認書の番号を記載しなければならない。

##### ４

米穀の新用途への利用の促進に関する法律第十二条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則第十四条の確認書の番号を記載しなければならない。

##### ５

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十七条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則第十六条の確認書の番号を記載しなければならない。

##### ６

福島復興再生特別措置法第六十五条第三項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則第四条の確認書の番号を記載しなければならない。

##### ７

花きの振興に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び花きの振興に関する法律施行規則第六条の確認書の番号を記載しなければならない。

#### 第十九条の二（登録品種の栽培試験の実施方法等）

法第四十七条第二項の栽培試験については、第十一条の二の規定を準用する。

#### 第二十条（証明等の請求の手続）

法第五十三条第一項の規定により証明、品種登録簿の謄本若しくは抄本の交付又は書類の閲覧若しくは謄写の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

出願品種にあっては、品種登録出願の番号及び出願品種の名称

###### 二

登録品種にあっては、品種登録の番号及び登録品種の名称

###### 三

請求者の氏名又は名称及び住所又は居所

###### 四

請求事項

#### 第二十一条（手数料の額）

法第五十四条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表のとおりとする。

##### ２

手数料は、請求書に収入印紙をちょう付して、納付しなければならない。

#### 第二十一条の二（品種登録表示）

法第五十五条に規定する品種登録表示は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

###### 一

「登録品種」の文字

###### 二

「品種登録」の文字及びその品種登録の番号

#### 第二十二条（種苗業者の届出）

法第五十八条第一項の規定による届出は、別記様式第十一号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

##### ２

法第五十八条第一項ただし書の農林水産省令で定める種苗業者は、都道府県及び指定種苗を専ら種苗業者以外の者に販売することを業とする者とする。

##### ３

法第五十八条第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、営業所の所在地とする。

#### 第二十三条（指定種苗の表示事項）

法第五十九条第一項第四号の発芽率は、次の各号に掲げるところにより表示するものとする。

###### 一

法第五十九条第一項第四号の採種の年月を表示する場合にあっては、同項の規定により表示をし、又は証票を添付した年月における最低の率をもって、「何年何月現在

###### 二

法第五十九条第一項第四号の有効期限を表示する場合であって、かつ、同項の規定により表示をし、又は証票を添付した年月における最低の率をもって同号の発芽率を表示する場合にあっては、「何年何月現在

###### 三

法第五十九条第一項第四号の有効期限を表示する場合であって、かつ、当該有効期限までの間保証する発芽率をもって同号の発芽率を表示する場合にあっては、「発芽率

##### ２

家庭園芸用種苗（その用途が専ら家庭園芸用であるものとして販売される種苗をいう。）であって農林水産大臣の指定するものに係る法第五十九条第一項第四号の発芽率は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が定める方法により表示することができる。

##### ３

法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

###### 一

食用及び飼料の用に供される農林水産植物（果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であって、農薬（農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第四号）各号に掲げる農薬をいう。以下同じ。）を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数（農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第七条第二項第四号に規定する生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用した回数（農薬の容器又は包装に同項第五号に規定する総使用回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの使用回数）をいう。）

###### 二

食用農林水産植物以外の農林水産植物の種苗であって、農薬により病害虫の防除をしたものについては、その旨及び使用した農薬に含有する有効成分の種類

###### 三

種菌については、製造の年月及び農林水産大臣の指定する有害菌類の有無

#### 第二十四条（身分を示す証明書）

法第六十二条第二項の証明書は、別記様式第十二号による。

##### ２

法第六十三条第四項の証明書は、別記様式第十三号による。

#### 第二十五条（指定種苗の集取の区分）

法第六十三条第一項の規定により農林水産大臣が研究機構又は独立行政法人家畜改良センターに、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させる場合の区分は、次の表のとおりとする。

#### 第二十六条（検査の結果の報告）

法第六十三条第三項の規定による検査の結果の報告は、検査の終了後遅滞なく、別記様式第十四号による報告書を農林水産大臣に提出してするものとする。

#### 第二十七条（報告）

種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）第六条第四項の規定による報告は、遅滞なく、指定種苗を集取した場合にあっては第一号に掲げる事項を、報告を命じた場合にあっては第二号に掲げる事項を、書類の提出を命じた場合にあっては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

###### 一

指定種苗を集取した種苗業者の氏名又は名称及び住所、指定種苗を集取した日時及び場所並びに検査の内容及び結果

###### 二

報告を命じた種苗業者の氏名又は名称及び住所並びに当該種苗業者がした報告の内容

###### 三

書類の提出を命じた種苗業者の氏名又は名称及び住所並びに当該種苗業者が提出した書類の種類

#### 第二十八条（権限の委任）

法第五十九条第四項及び第六十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限のうち、一の地方農政局の管轄区域内にのみ営業所を設けて種苗を販売する法第二条第六項に規定する種苗業者（一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗を販売するものを除く。）に関するものは、地方農政局長に委任する。

##### ２

法第六十二条及び第六十五条の規定による農林水産大臣の権限（一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗を販売する法第二条第六項に規定する種苗業者に関するものを除く。）は、地方農政局長に委任する。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成十年十二月二十四日）から施行する。

#### 第二条（指定種苗に関する経過措置）

この省令の施行の際現に改正前の種苗法施行規則（以下「旧規則」という。）第三条第二項の規定により農林水産大臣の指定を受けている家庭園芸用種苗は、改正後の種苗法施行規則（以下「新規則」という。）第二十三条第二項の規定により農林水産大臣が指定した家庭園芸用種苗とみなす。

##### ２

この省令の施行の際現に旧規則第三条第二項の規定により定められている方法は、新規則第二十三条第二項の規定により定められた方法とみなす。

#### 第三条

この省令の施行の際現に旧規則第三条第三項第二号の規定により農林水産大臣の指定を受けている有害菌類は、新規則第二十三条第三項第二号の規定により農林水産大臣が指定した有害菌類とみなす。

# 附　則（平成一二年一月三一日農林水産省令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年九月一日農林水産省令第八二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一三年三月二二日農林水産省令第五九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

#### 第三条（処分、申請等に関する経過措置）

この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下「承認等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。

# 附　則（平成一四年三月八日農林水産省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一五年三月二五日農林水産省令第一九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一六年三月一八日農林水産省令第一八号）

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

# 附　則（平成一六年一二月一〇日農林水産省令第九三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年五月二〇日農林水産省令第七一号）

この省令は、平成十七年六月二十一日から施行する。

# 附　則（平成一七年六月一七日農林水産省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年一二月一日農林水産省令第一一九号）

この省令は、種苗法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成一八年五月三〇日農林水産省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一八年八月一日農林水産省令第七〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

農業を営む者で種苗法第二十一条第二項の政令で定めるものに該当するものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第四第二号に掲げる植物の種類に属する登録品種（同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。以下同じ。）、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種又は当該登録品種に係る同法第二十条第二項各号に掲げる品種の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、この省令の施行後におけるその更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品の利用に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一九年四月一二日農林水産省令第四一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の種苗法施行規則別記様式第十二号及び別記様式第十三号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の種苗法施行規則別記様式第十二号及び別記様式第十三号によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一九年一〇月三日農林水産省令第七九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の種苗法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の種苗法施行規則の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成二〇年四月一日農林水産省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年九月三〇日農林水産省令第六一号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月一八日農林水産省令第一〇号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年六月三〇日農林水産省令第四一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成二十一年七月一日）から施行する。

# 附　則（平成二二年三月三一日農林水産省令第二五号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年二月二八日農林水産省令第七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

# 附　則（平成二三年三月二五日農林水産省令第一二号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月七日農林水産省令第九号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年五月二九日農林水産省令第三三号）

この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

# 附　則（平成二五年三月七日農林水産省令第一〇号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年五月一〇日農林水産省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年三月二四日農林水産省令第一九号）

この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年一一月二七日農林水産省令第六四号）

この省令は、法の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年二月一八日農林水産省令第七号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年五月七日農林水産省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月一〇日農林水産省令第一一号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三〇日農林水産省令第二一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月二二日農林水産省令第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。